

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（渋谷区決定）
都市計画公園通り西地区第一市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕内は全幅員を示す。

名 称		公園通り西地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.4ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		区画道路	特別区道第 421 号路線	幅員 3.3～3.7m〔6.6～7.4m〕、延長約 90m		既設
		区画道路	特別区道第 972 号路線	幅員 10m〔20m〕、延長約 70m		既設（一部拡幅）
		区画道路	特別区道第 973 号路線	幅員 3m〔6m〕、延長約 30m		既設（再整備）
		区画道路	特別区道第 974 号路線	幅員 4m〔7m〕、延長約 60m		拡幅
	その他の 公共用地	小学校	小学校	約 7,700 ㎡		既設（再整備）
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
		約 2,770 ㎡	約 73,900 ㎡ (約 46,300 ㎡)	共同住宅、店舗、 事務所、駐車場等	高層部 GL+150m 低層部 GL+30m	GL は、T.P.31.0m とす る。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約 4,630 ㎡	小学校再整備と合わせた、地域のまちづくり活動の中心となる広場を整備する。 歩行者の回遊性を高める歩道状空地を整備する。			
参考			地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。			

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

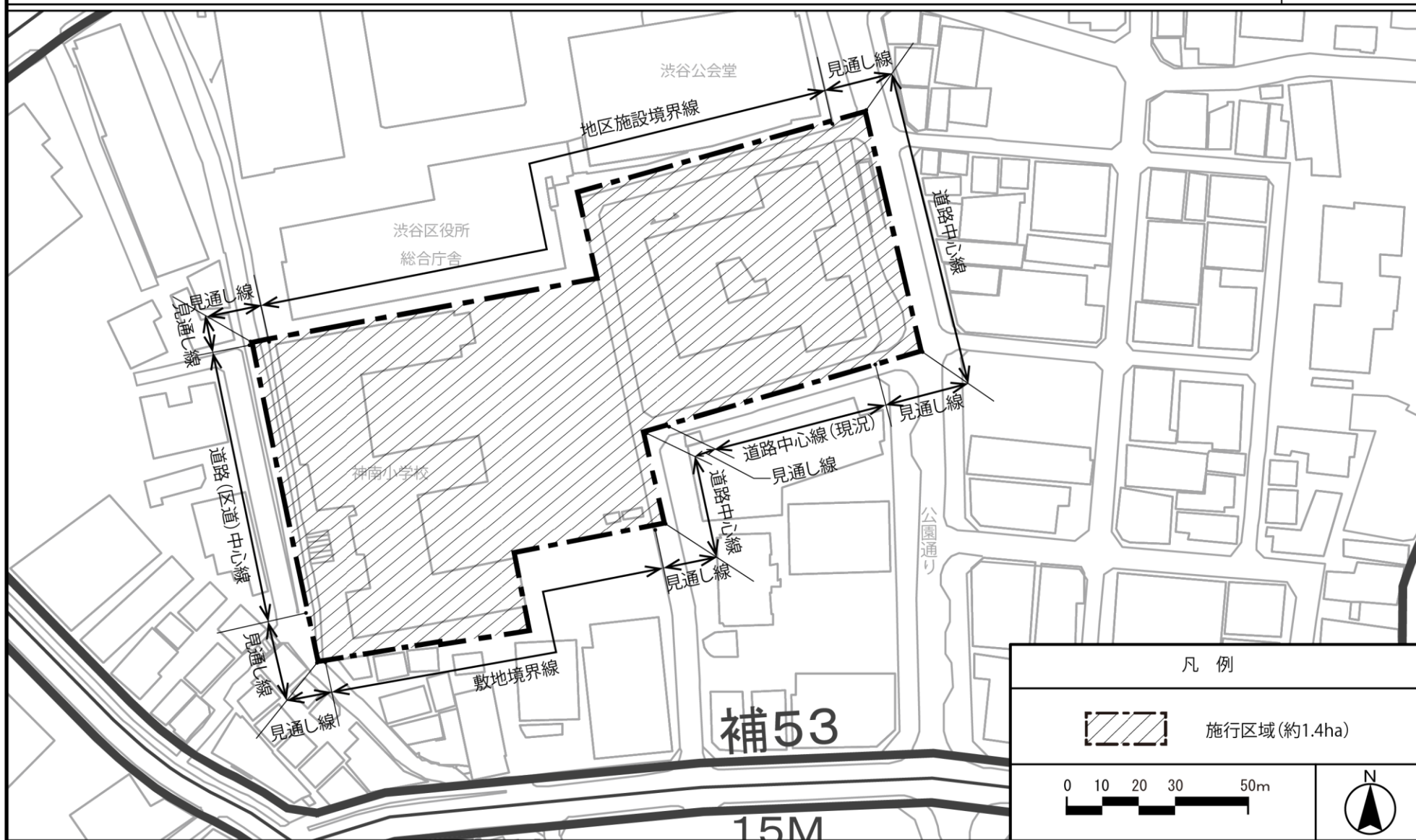
東京都市計画第一種市街地再開発事業

公園通り西地区 第一種市街地再開発事業

計画図 1 (施行区域図)

[渋谷区決定]

S=1:1,500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔(承認番号)MMT利許第05-K113-3号、令和5年4月27日〕、〔(承認番号)5都市基交測第8号、令和5年4月26日〕〔(承認番号)4都市基街都第136号、令和4年7月19日〕

東京都市計画第一種市街地再開発事業

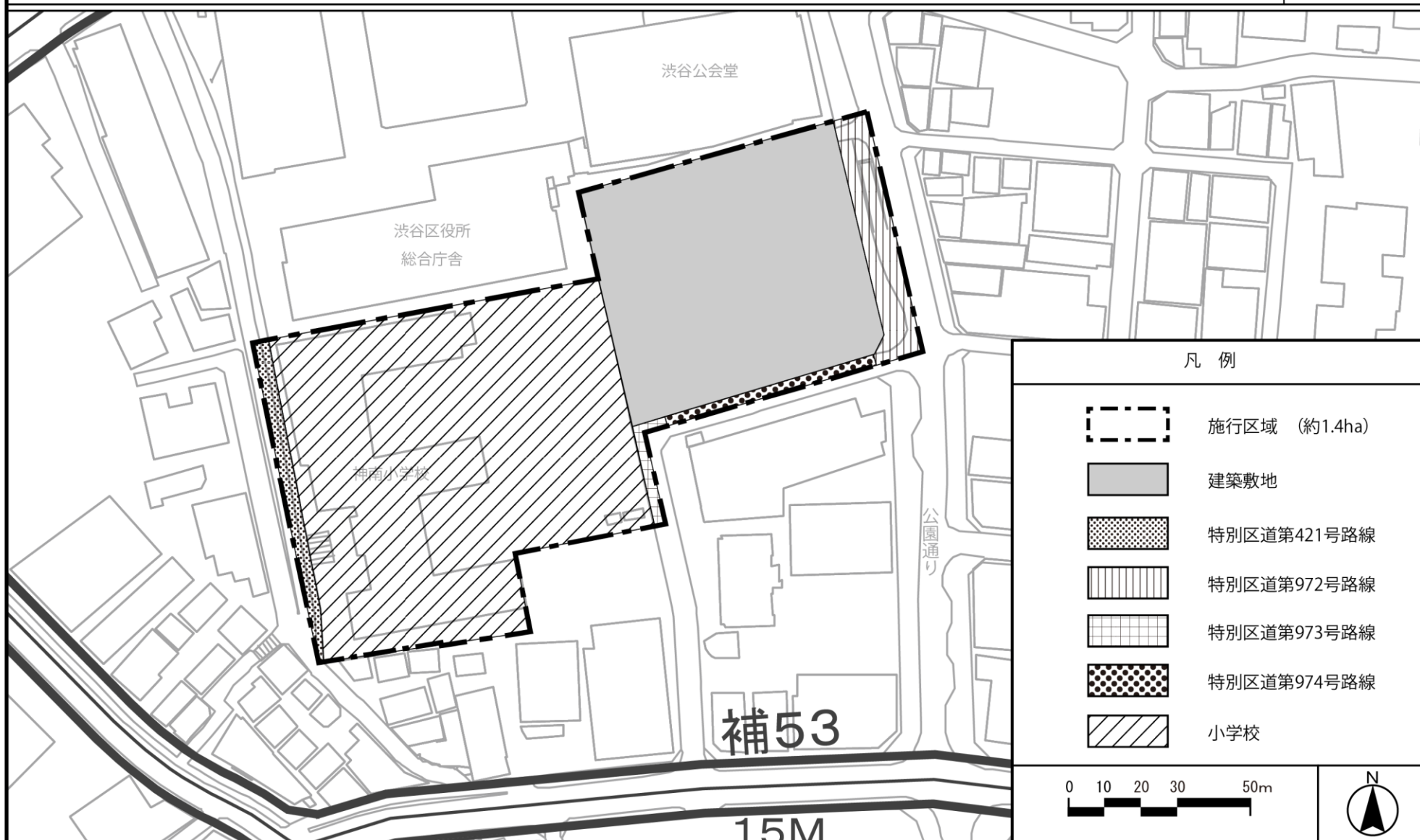
公園通り西地区 第一種市街地再開発事業

計画図 2

(公共施設の配置)

〔渋谷区決定〕

S=1:1,500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔(承認番号)MMT利許第05-K113-3号、令和5年4月27日〕、〔(承認番号)5都市基交測第8号、令和5年4月26日〕〔(承認番号)4都市基街都第136号、令和4年7月19日〕

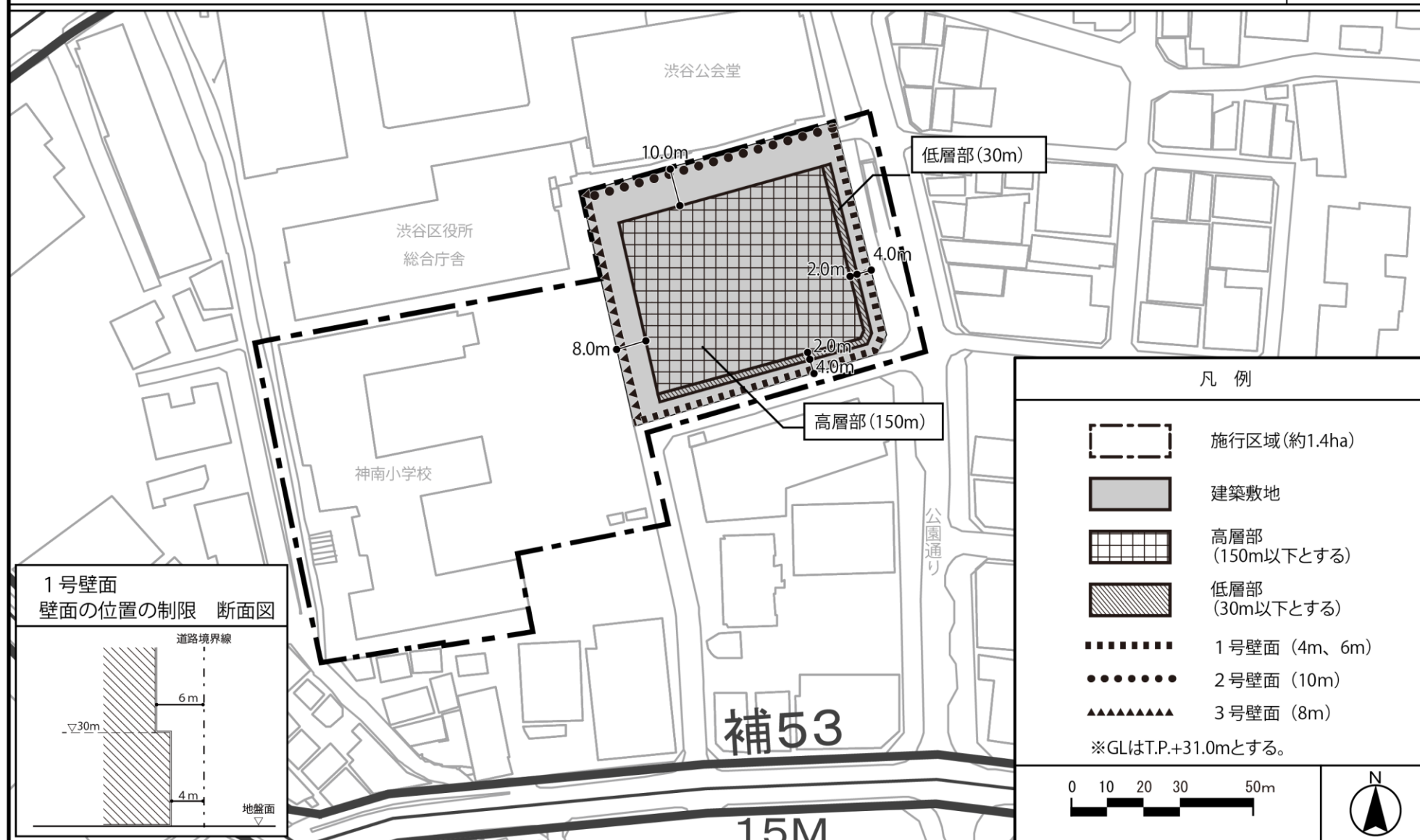
東京都市計画第一種市街地再開発事業
公園通り西地区 第一種市街地再開発事業

計画図 3

(建築物の高さの限度、
壁面の位置の制限)

〔渋谷区決定〕

S=1:1,500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。〔(承認番号)MMT利許第05-K113-3号、令和5年4月27日〕、〔(承認番号)5都市基交測第8号、令和5年4月26日〕〔(承認番号)4都市基街都第136号、令和4年7月19日〕